

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

今週のことば

I P E F

アメリカが主導する新たな経済連携「インド太平洋地域経済枠組み」の略称。バイデン大統領の訪日に合わせ、立ち上げに向けた協議の開始を表明。13カ国が参加予定。

◆ 今週のことば ◆ ご自分の予定を確認して下さい

5/23(月) 友引 日米首脳会談(東京)

24(火) 先負 クアッド(日米豪印) 首脳会議

25(水) 仏滅

26(木) 大安

27(金) 赤口

28(土) 先勝

29(日) 友引

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
5/16(月)	26,547 △119	129.35 ▼0.55
17(火)	26,660 △113	129.39 ▼0.04
18(水)	26,911 △251	129.32 △0.07
19(木)	26,403 ▼508	128.22 △1.10
20(金)	26,739 △336	127.92 △0.30

中小企業向け賃上げ促進税制の適用判定

令和4年度税制改正により拡充された「賃上げ促進税制」は、令和4年4月以後に開始する事業年度(個人は令和5年分)から適用されます。

◆ 雇用者給与等支給額は雇調金を含めて判定

賃上げ促進税制は、適用年度における国内雇用者の給与等支給額が前年度より一定以上増加した場合に、税額控除を受けられる制度です。

中小企業向けの制度については、全ての国内雇用者に対する給与等の支給額(雇用者給与等支給額)により適用判定を行い、雇用者給与等支給額が前年度における雇用者給与等支給額(比較雇用者給与等支給額)と比べて1.5%以上増加した場合に適用を受けることができます。

なお、雇用者給与等支給額に「給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額」がある場合は、その金額を控除しますが、雇用安定助成金額(雇用調整助成金等)については控除しないで算出します。

◆ 最大で給与等支給増加額の40%を税額控除

上記の要件(前年度比1.5%以上増加)を満たす場合は、控除対象雇用者給与等支給増加額(雇用者給与等支給額-比較雇用者給与等支給額)の15%を税額控除できます。また、前年度比2.5%以上増加した場合は税額控除率が15%上乗せとなり、教育訓練費が前年度比10%以上増加した場合は10%上乗せとなります(税額控除額は法人税額又は所得税額の20%が上限)。

なお、雇用安定助成金額がある場合の控除対象雇用者給与等支給増加額は、調整雇用者給与等支給増加額(雇用者給与等支給額から雇用安定助成金額を控除した場合の増加額)が上限となります。

■この記事の詳細は、情報BOX201519

事業復活支援金の申請期限が延長

新型コロナの影響により令和3年11月~令和4年3月のいずれかの月の売上高が30%以上減少した中小法人・個人事業者等が給付対象となる「事業復活支援金」の申請期限は今月末までとされていましたが、6月17日(登録確認機関による事前確認は6月14日)まで延長となりました。

ただし、申請や事前確認に必要となる「申請IDの発行」は5月31日までとなります。

なお、本支援金を売上高減少率30%以上50%未満の区分で申請し給付を受けた方のうち、その対象月より後の月に50%以上減少した月があった場合は差額給付の申請が可能となっており、6月1日から差額給付の申請受付が始まります。

申告書等情報取得サービスの開始

国税庁は、所得税の確定申告書等を書面により提出している場合でも、PCやスマートフォンからe-Taxソフトを使って申請することで申告書等のデータ(PDFファイル)を取得できる「申告書等情報取得サービス」を開始しました(無料)。

提出した所得税確定(修正)申告書、青色決算書、収支内訳書のうち、直近3年分(令和2年分以降)が対象となります。

なお、利用する際にはマイナンバーカードが必要です。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

中小企業向け「賃上げ促進税制」の概要

中小企業向け賃上げ促進税制（所得拡大促進税制）は、青色申告書を提出している中小企業者等が国内雇用者に対する給与等の支給額を前年度より増加させた場合、その増加額の一部を法人税（個人事業主は所得税）から税額控除できる制度です。

令和4年度税制改正において、上乗せ要件の簡素化や控除率引上げ（控除率最大40%）、教育訓練費増加要件に係る明細書の「添付義務」を「保存義務」へ変更などの見直しが行われ、令和4年4月1日から令和6年3月31日までに開始する各事業年度（個人事業主は令和4年から令和5年までの各年）について適用されます。

◆制度の概要

◎通常措置の適用要件

雇用者給与等支給額※が比較雇用者給与等支給額※と比べて1.5%以上増加していること。

【雇用者給与等支給額－比較雇用者給与等支給額／比較雇用者給与等支給額 \geq 1.5%】

※雇用者給与等支給額とは、適用年度の所得金額の計算上損金の額に算入される全ての国内雇用者（法人又は個人事業主の使用人のうちその法人又は個人事業主の国内に所在する事業所につき作成された賃金台帳に記載された者をいい、役員及び役員の特権関係者、個人事業主と特殊の関係のある者は含まない）に対する給与等の支給額をいいます。ただし、給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額（雇用安定助成金額を除く）がある場合には、当該金額を控除した金額となります。※比較雇用者給与等支給額とは、前事業年度における雇用者給与等支給額をいいます。

◎税額控除額

上記の適用要件を満たす場合、控除対象雇用者給与等支給増加額※の15%を税額控除します。

【税額控除額＝控除対象雇用者給与等支給増加額 \times 15%】

※税額控除額は、法人税額又は所得税額の20%が上限となります。

※控除対象雇用者給与等支給増加額とは、「雇用者給与等支給額」から「比較雇用者給与等支給額」を控除した金額をいいます。ただし、調整雇用者給与等支給増加額※を上限とします。なお、雇用者給与等支給額及び比較雇用者給与等支給額に、給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額（雇用安定助成金額を除く）がある場合には、当該金額を控除して計算を行います。

※調整雇用者給与等支給増加額とは「雇用安定助成金額を控除した雇用者給与等支給額」から「雇用安定助成金額を控除した比較雇用者給与等支給額」を控除した金額をいいます。

◎上乗せ措置の適用要件

次の①を満たす場合は税額控除率を15%上乗せ、②を満たす場合は税額控除率を10%上乗せします（①及び②をいずれも満たす場合には25%を上乗せ）。

①雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額と比べて2.5%以上増加していること。

②教育訓練費※の額が比較教育訓練費※の額と比べて10%以上増加していること。

※教育訓練費とは、所得金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用のうち一定のもので、具体的には、法人等が教育訓練等を自ら行う場合の費用（外部講師謝金、外部施設使用料等）、他の者に委託して教育訓練等を行わせる場合の費用（研修委託費等）、他の者が行う教育訓練等に参加させる場合の費用（外部研修参加費等）などを指します。

※比較教育訓練費とは、適用年度の前一年以内に開始した事業年度における教育訓練費の額です。

◆Q & A

Q. 本制度の利用に際し、事前に認定を受けたり、書類の提出・届出を行う必要はある？

A. 税務申告より前に特段の手続きを行う必要はありません。なお、本制度の適用を受けるには、申告の際、確定申告書等に適用額明細書並びに税額控除の対象となる控除対象雇用者給与等支給増加額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細を記載した書類を添付する必要があります。

Q. 新規設立で前事業年度がない場合は適用できる？

A. 適用できません。

Q. 残業手当や休日出勤手当、家族手当、住宅手当などは本制度の対象となる給与等に該当する？

A. 本制度の対象となる給与等は、俸給・給料・賃金・歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与をいい、それらの手当は原則として給与所得となることから、給与等の対象となります。

Q. 年度の途中で役員になった者はどのように扱えばよい？

A. 役員分の給与は除き、使用人に該当する期間の給与のみ計算の対象となります。